

水

レ

Water Letter

タ

ー

令和2年7月

vol.83

新型コロナウイルス感染症を予防しよう

新型コロナウイルス感染症の予防には、毎日の「手洗い」が有効です。特に外出から戻った後や調理の前後、食事前には、必ず行うように習慣づけましょう。そこで、今回は「手洗い」について、効果的な方法をご紹介します。

正しい手洗い方法 (1回の手洗いは20秒～30秒かけて行う)

1



手を濡らした後、石鹸で手のひらをこすります

2



手の甲を伸ばすようにこすります

3



指先、爪の間を手のひらでこすります

4



指の間を洗います

5



親指をねじって洗います

6



手首もしっかり洗います

手を洗う前に、爪を短く切っておき、時計や指輪は外しておきましょう。石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでしっかり拭き取って乾かしましょう!!



【参考】厚生労働省ホームページ〈手洗い〉

安全安心な水道水ができるまで

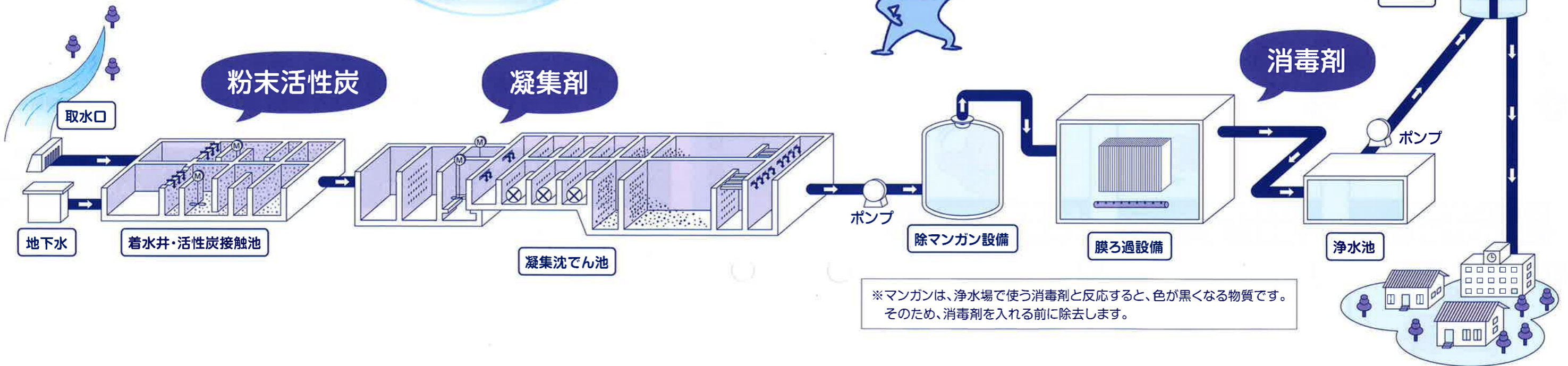
浄水場は、河川や井戸から取水した水を安全で安心して飲める水道水にするところです。

現在、企業団には原町浄水場（春日市）、東隈浄水場、埋金浄水場（那珂川市）の3か所の浄水場があります。

原町浄水場と東隈浄水場では「膜ろ過方式」で、埋金浄水場では「急速ろ過方式」で浄水処理を行っています。今回は、企業団で最も大きな東隈浄水場で、どのようにして水道水が作られているかをご紹介します！



川の水が水道水として飲めるようになるまで約5.5時間かかるよ！



※マンガンは、浄水場で使う消毒剤と反応すると、色が黒くなる物質です。そのため、消毒剤を入れる前に除去します。

東隈浄水場



東隈浄水場は、昭和43年から稼働している企業団で最も大きな浄水場で、1日最大22,000m³の水道水を作ることができます。以前は急速ろ過方式でしたが、施設更新が完了した平成29年から、処理方式が「粉末活性炭+膜ろ過方式」に変更されました。

粉末活性炭の表面には、たくさんの小さな孔（あな）が開いており、ここにニオイや色の元を取り込んで、水をきれいにします。また、膜ろ過処理とは、ストロー状の膜（中空糸膜）を使う処理方式で、膜の表面には、目に見えない小さな孔（あな）が開いており、汚れは通さず、水の分子のみを通すことで水をキレイにします。



着水井

水源からの水が最初に集まるところです。原水の水質把握を行います。

活性炭接触池

活性炭を入れて、ニオイや色の元を取り除きます。

凝集沈でん池

凝集剤（薬品）を使って汚れのかたまり（フロック）を作り、沈めて取り除きます。

除マンガン設備

砂の層に通して、水の中のマンガンを取り除きます。

膜ろ過設備

水の分子のみを通す膜を使ってろ過し、小さな汚れを取り除きます。

浄水池

キレイになった水を貯めてポンプで配水池へ送ります。

今年度より漏水調査を実施します

企業団では、漏水による事故を未然に防止するため、また限りある水資源の有効活用等のため、水道管の漏水調査を令和2年度から令和5年度まで春日市及び那珂川市の給水区域全域で実施します。

調査期間中は下記業者の調査員が、腕章と受託者証を携帯し、公道上の水道管及び各戸水道メーターまでの給水管の漏水調査を行います。検針と同じようにお客様の敷地内に立ち入りしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

この調査の費用は、企業団が負担し、お客様に費用を請求することはありません。また、夜間や日曜・祝日に訪問することはありません。

年度ごとに対象地区を選定し、実施していく予定です。なお詳細は、企業団ホームページ、自治会や区の回覧板等で随時お知らせします。

【受託業者】
株式会社テクノスジャパン



問い合わせ先 施設課
TEL 571-7003 / FAX 574-4988

令和2・3年度の追加受付を行います

競争入札参加資格審査 申請受付(追加)

企業団が発注する工事関係、コンサルタント関係、物品・役務関係の受注を希望する事業主は、申請書を提出し、審査を受け、登録業者となる必要があります。

なお、登録されても指名競争入札において必ず指名があるとは限りません。

●受付期間
令和2年7月27日(月)
～令和2年7月31日(金)

●登録後の有効期間
令和2年10月1日(木)
～令和4年3月31日(木)

●提出方法
郵送のみ(持参不可)
(追跡サービスを利用できるものに限る)

※詳しくは企業団ホームページの申請要領をご確認ください。

問い合わせ先 総務課
TEL 571-7001 / FAX 574-4960

検針日等のお知らせ

※業務スケジュールの見直しにより、令和2年度3期から納付書納期限を検針月の翌月末に変更させていただきます。よって、4月号で偶数月3期(7, 8月)の納付書納期限を10月5日(月)とお知らせしていましたが、9月30日(水)に変更となりますのでご注意ください。

	期	メーター検針	口座振替	納付書納期限	検針地区
奇数月検針地区	2期(6・7月)	7月21日(火)～月末	8月31日(月)	9月3日(木)	春日市区域のうち桜ヶ丘、日の出町、須玖北、須玖南、岡本、弥生、小倉、小倉東、原町、春日、大谷、伯玄町、若葉台西、若葉台東、ちくし台、紅葉ヶ丘西、紅葉ヶ丘東、昇町、大和町、宝町、光町、千歳町、春日原東町、春日原南町、春日原北町、春日公園、惣利、平田台
	3期(8・9月)	9月21日(月)～月末	11月2日(月)	10月31日(土)	
	4期(10・11月)	11月21日(土)～月末	1月4日(月)	12月31日(木)	
偶数月検針地区	3期(7・8月)	8月21日(金)～月末	9月30日(水)	9月30日(水)	春日市区域のうち塚原台、下白水、星見ヶ丘、下白水南、下白水北、大土居、松ヶ丘、上白水、白水池、一の谷、泉、白水ヶ丘、天神山
	4期(9・10月)	10月21日(水)～月末	11月30日(月)	11月30日(月)	
	5期(11・12月)	12月21日(月)～月末	2月1日(月)	1月31日(日)	

※メーター検針は、土、日、祝日も行っています。

なお、天候等により、検針日が多少前後することがありますので、あらかじめご了承ください。

※口座振替については、変更はありません。なお、金融機関がお休みの場合には、翌営業日が振替日となります。

問い合わせ先 料金課 TEL 571-7002 / FAX 574-4988
または 那珂川出張所 TEL 953-2211 / FAX 555-2134